

東京農業大学校友会熊本県支部会則

- 第1条 本会は、東京農業大学校友会熊本県支部と称し、事務局を熊本市に置く。
- 第2条 本会は、熊本県在住の校友をもって組織する。
本会は、地域または職域または学科毎に分会をもうけることができる。
- 第3条 本会は、会員相互の連携を密にし、母校と社会の発展に努力することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、下記事業を行う。
1 母校との連携・懇談会・講演会のほか会員各位の各種研究の発表会等。
2 会員相互の親睦を図る催し。
3 その他本会の目的に必要な事業。
- 第5条 本会に次の機関をおく。
1 総会
2 役員会
3 分会長会
- 第6条 総会は、本会の最高機関にして、毎年1回開催するほか必要に応じて開催する。
2 総会の議長は支部長があたる
3 総会に於いては次の事項を協議する
①会則の改廃
②収支予算及び収支決算
③事業計画及び事業報告
④本会の解散
⑤その他重要事項
- 第7条 役員会は必要に応じて開催する。
- 第8条 分会長会は支部と分会の一本化を図るため年1回以上開催する。
- 第9条 本会に下記の役員を置く。
1 顧問 若干名
2 支部長 1名
3 副支部長 若干名
4 監事 2名
5 幹事長 1名
2 役員は会員の中から総会に於いて選任する。
3 監事は毎事業年度1回会計監査を行い、総会に報告する。
4 事務局及び事務局員は支部長が委嘱する。
- 第10条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第11条 本会は、下記の経費により運営する。

- 1 会費 年会費 2,000円
- 2 特別会費 必要に応じてその都度徴収する。
- 3 賛助金
- 4 寄付金

2 本会は、分会の活動状況に応じた助成を行うことができる。

第12条 校友会関係の旅費については、実費を支給する。

第13条 本会の会計（会計年度は、7月1日から翌年の6月末日）は毎年総会において報告する。

付則 本会規約は、平成5年8月7日より施行する。

付則 本会規約は、平成13年7月21日より施行する。

付則 本会規約は、平成16年7月24日より施行する。

付則 本会規約は、平成25年7月20日より施行する。